

漏水検知箇所の破損原因に関する補足資料

1. 廃棄物の接触による破損の可能性

次の理由により、廃棄物による破損とは考えられない。

①推定される破損時期（21年9月～10月）に「セ21」で埋め立てられた廃棄物は、廃畳とガラスウールであり、遮水シートを傷つけるようなものではない。

（写真参照）

②遮水シートの損傷部からは覆土しか発見されていない。

③破断面の写真の所見とも異なる。

2. 圧密沈下による破損の可能性

・次の理由により圧密沈下による破損とは考えられない。

①場内全体で均等に埋立が行われており、セ21に特別な圧のかかる埋立は行われていない。

②開業（20年10月）から年数が経過しておらず、埋立量も全体で約34,800tで、計画量の3.4%である。

③破断面の写真の所見とも異なる。

写真 ガラスウールの展開検査時の記録

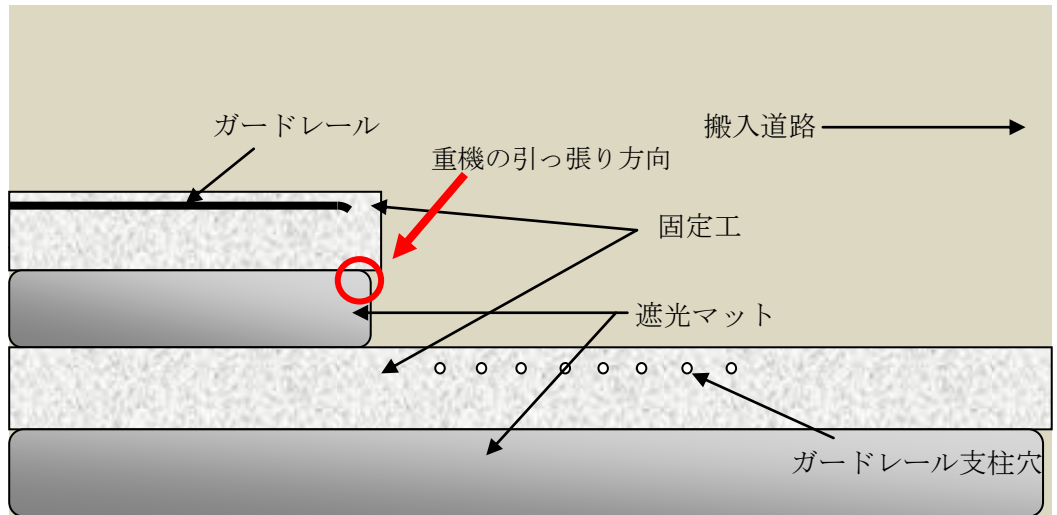


○ 以上から、重機による引っかけの可能性が最も高いのではないか。

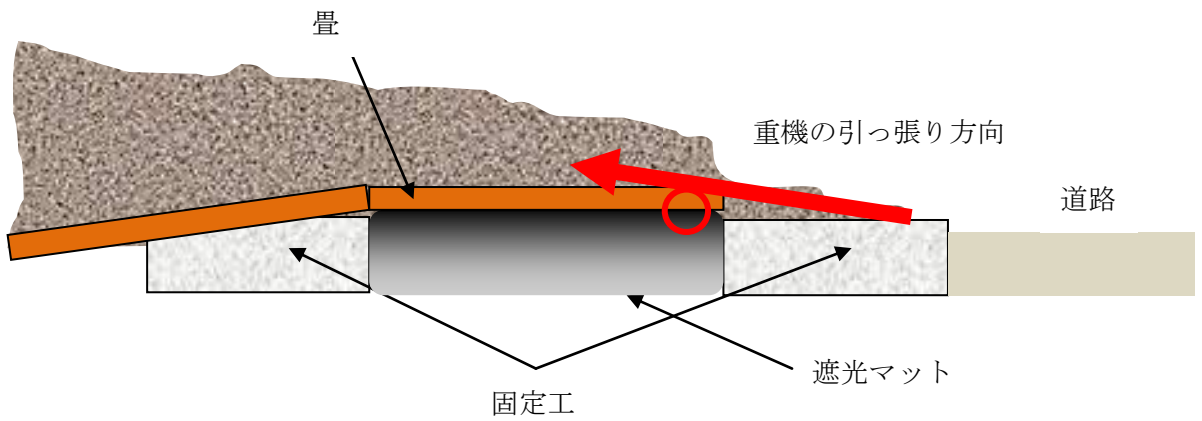
- ・破損箇所は、道路側固定工と小段の固定工が交差する部分にあり、両固定工に挟まれた遮光マットの先端部分で、通常の法面とは異なる特殊な場所。
- ・形状は2つの固定工に連単してフラットであり、しかも固定工の高さよりも遮光マットの方がわずかにふくらんだ分だけ高い位置、つまり凸状になっているため、覆土作業の際、バケットが遮光マットを畳みごと引っかけたものと考えられる。
- ・重機作業による破損のイメージを図に示す。

埋立作業中の重機による破損イメージ

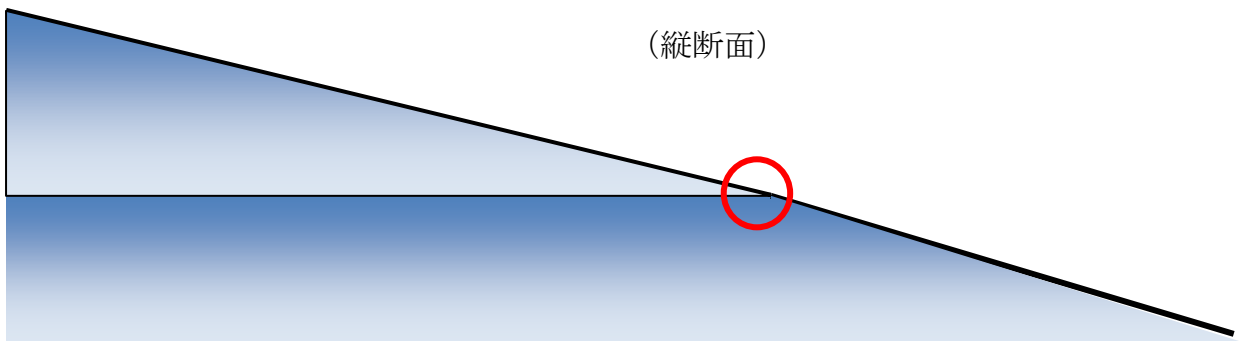
(平面)



(横断面)



(縦断面)





漏水検知箇所と類似箇所の写真



破損時期に使用していたバケット